研究成果報告書 科学研究費助成事業

今和 元 年 6 月 2 7 日現在

機関番号: 34310

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2016~2018

課題番号: 16K03357

研究課題名(和文)アジア地域における労働契約法の調和に向けた研究

研究課題名(英文)Study for Harmonization of Labour Contract Law in Asia

研究代表者

土田 道夫 (Tsuchida, Michio)

同志社大学・法学部・教授

研究者番号:40183868

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文): アジア地域における各国の労働法制については、その内容に大きな相違があることから、現時点で、アジア各国で受け入れ可能な統一労働契約法制を策定することは極めて困難である。従って、国際的な事業活動を行っている事業主と労働者の間の個別労働関係における民事上の諸問題については、国際私法・国際民事手続法の方法での処理が実際的なものである。個別労働関係に関する国際私法・国際民事手続法の内容についても諸国間での相違があるが、それは克服可能なものであり、今後、アジア地域で受け入れ可能な個別労働関係に関する国際私法・国際民事手続法に関して、更なる研究を行うことが有益である。

研究成果の学術的意義や社会的意義 アジア地域で国際的な事業活動を行っている企業へのヒアリングに基づき、国際労働契約に関連する実務上の 法的問題の整理を行うことができた。また、アジア諸国の国際労働契約法の内容が一定程度明らかになった。これらは、これまで十分な研究が行われていなかった事項である。さらに、研究の結果として、現時点において、アジア地域で受け入れ可能な統一労働契約法の策定が困難であること、そして個別労働関係に関する国際私法・国際民事手続法による処理が現実的なものであることが明らかになったことは、今後の効率的な研究の遂行のた めにも学術的・社会的意義を有するものと思われる。

研究成果の概要(英文): It seems too difficult to establish some uniform legal rules on labor contract among Asian countries because the contents of labour law are so different from country to country. Therefore it would be practical to harmonize the rules of private international law and international civil procedure dealing with labor contract and the further research for the harmonization of these rules should be done in the future.

研究分野: 労働法

キーワード: 国際労働法 アジア 国際私法

様 式 C-19、F-19-1、Z-19、CK-19(共通)

1.研究開始当初の背景

研究代表者である土田は、これまでの労働契約法の研究において、企業活動のグローバル化と労働市場の国際的な流動化に伴い、一国の労働契約法といえども他国の労働契約法との関係を無視した制度設計を行うことは不適切・不可能となっていると認識していた。特に日本企業の活動領域が、東アジアおよび東南アジアに広がっていることから、企業の実務上もアジア地域の労働法が重要となっていると感じていた。さらに、環太平洋経済連携協定(TPP)などの影響もあり、将来的にアジア太平洋地域の経済市場の統合の深化が見込まれるが、それにつれて労働市場の統合の進展も予想されると考えている。

このような状況を前提に、アジア諸国と日本の労働契約法の異同点を認識することが重要であること、アジア諸国で労務提供をする日本企業の労働者など、国際的な個別労働関係民事紛争の処理方法の検討が重要であること、将来的にアジア地域および日本において適切だと考えられる労働契約法を検討する必要があると考えていた。

研究分担者である高杉も、現在遂行中であるアジア地域の国際私法の比較研究において、労働契約法に焦点を当てて一層の研究を進める必要があると考えていた。国際労働契約法は、伝統的な理論とは異なる特徴を有しており、法理論的にも検討を深化させる必要があると共に、裁判例も比較的多く、実務的観点からもきわめて重要な問題だからである。

そこで、労働法と国際私法の双方の側面から、アジア地域の労働契約法について研究することにより、相互に深い理解を得ることができるのではないかと考え、本研究を構想するに至った。

2.研究の目的

「アジア地域の労働契約法の調和に向けた研究」では、日本企業と係わりの深い、東アジアおよび東南アジアの諸国を対象に、第1に、各国の労働契約法の内容の比較検討を行うことにより、各国法の異同点を明らかにすると共に、日本の労働契約法の特徴を明らかにする(比較労働契約法)。第2に、各国の労働契約法の相違から生ずる国際私法・国際民事手続法上の諸問題について、アジア地域で受け入れ可能な法規制の在り方を検討する(国際労働契約法)。第3に、アジア地域における将来の労働契約法の調和に向けた立法論的な提言を行う(統一労働契約法)。

3.研究の方法

研究方法としては、第1に、アジア各国の労働契約法の内容について比較検討を行う(比較労働契約法)。第2に、労働契約に関する国際私法・国際民事手続法上の法規律の検討を行う(国際労働契約法)。第3に、アジア地域に妥当する労働契約法の調和に向けた検討を行う(統一労働契約法)。 と の作業においては、アジア各国の労働法・国際私法の研究者に協力を依頼する。 の作業においては、本研究の代表者・分担者のみならず、多様な視点からの研究が実行できるよう、個々の問題に最適の我が国の研究者に協力を依頼する。また、研究成果を社会に還元するためにも、研究集会・国際シンポジウムを多数開催する。

4.研究成果

平成28年度は、第1に、アジア諸国の労働法について、先行研究および代表者・分担者が保有する文献に基づく予備調査を行い、理論上の論点を抽出した。第2に、世界的な事業活動を行っている日本企業の関係者からのヒアリングを行い、これまで直面した実務上の国際労働問題についての教示を得た。また、多国籍企業の人事担当者からのヒアリングも行い、グローバルな観点からの企業内の労務政策についての教示を得た。さらに、国際労務問題の専門家・実務家を含む「国際労働問題研究会」を組織し、定期的な研究会合を開催することにより、国際労働問題に対して実務上・理論上の視点からの検討を行った。第3に、アジア諸国の研究協力者から、各国の専門家の紹介を受け、各国の労働法に関する知見の提供を受けた。また、アジア諸国の研究ネットワークを構築した。第4に、各国の労働法学者を招聘し、国際研究集会を開催し、諸外国の法制との比較検討を行った。

平成 29 年度は、「国際労働契約法」の研究を中心に行った。具体的には、主に国際私法の視点から、個別労働関係民事事件の国際裁判管轄の問題、個別労働契約の準拠法の問題、個別労働関係民事事件に関する外国国家機関の判断についての我が国での承認の問題、並びに、個別労働関係民事事件に関する仲裁合意・仲裁適格と仲裁判断の承認執行の問題を検討した。また、研究集会として、7月と1月に外部の専門家を招聘した上で、「国際的労働関係法の基本構造と現代的課題」、「施行から10年を経た法の適用に関する通則法一労働関係事件をふりかえって一」、並びに、「国際労働関係事件の紛争解決手続」と題する報告をしていただくとともに、討議・議論を行った。

平成30年度は、国際労働契約法の研究を継続するとともに、国際労働紛争の解決方法(特に調停)に関する研究を開始した。というのは、2年間の研究の結果、アジア諸国の労働法があまりに多様であって、統一労働契約法に向けた研究に注力することが生産的ではないと考えられたためである。むしろ国際労働契約法の研究に注力することが、現時点でのアジア諸国における労働契約法の調和に最適な方法であり、また、国際労働契約紛争に関する解決手続として、調停等の可能性を検討することが、将来の統一労働契約法の形成に資するとの結論に至ったた

めである。

5 . 主な発表論文等

[雑誌論文](計14件)

<u>土田道夫「副業・兼業解禁の意義と課題:労働法の観点から」『ビジネス法務』19巻1号(2019)</u> 55頁-60頁「査読なし]

高杉 直「国際調停に関する国際私法上の諸問題 『京都国際調停センター』と『シンガポール調停条約』の紹介を兼ねて」『仲裁と ADR』14号(2019)58頁-64頁[査読なし]

<u>土田道夫</u>「事業譲渡における労働契約承継法理の可能性:解釈論・立法政策の提言」『法律時報』90巻7号(2018)34頁-43頁「査読なし]

<u>土田道夫</u>「人材獲得市場における労働法と競争法の機能」『ジュリスト』1523 号 (2018) 48 頁 -54 頁 「査読なし]

<u>高杉 直</u>「アジア国際私法原則(APPIL)について」『同志社法学』69巻7号(2018)277頁-294頁「査読なし]

高杉 直「日本における外国判決および外国仲裁判断の承認・執行」『法政論集(名古屋大学)』 276号(2018)411頁-430頁「査読なし]

<u>土田道夫</u>「労働契約法総則 3 規定の意義と課題」『ジュリスト』1507 号 (2017) 40 頁-45 頁 [査読なし]

土田道夫「同一労働同一賃金:非正規労働者の公正処遇ルール」 労働法律旬報 』1890 号(2017) 9 頁-11 頁 [査読なし]

<u>土田道夫</u>「従業員のモチベーションをめぐる法的課題」『日本労働研究雑誌』59 巻 7 号(2017) 37 頁-48 頁「査読なし]

<u>土田道夫「『働き方改革』の過去・現在・未来</u>:同一労働同一賃金、長時間労働の是正」『法学教室』443号(2017)67頁-75頁「査読なし]

<u>土田道夫</u>「解雇の金銭救済制度について:『雇用保障』と『自己決定』の視座を踏まえて」『季刊労働法』259号(2017)2頁-26頁[査読なし]

<u>土田道夫</u> = 吉井謙太 = 荻野奈緒「フランスにおける破棄確認の確立と展開」『季刊労働法』254号(2016)104頁-123頁[査読なし]

<u>土田道夫</u> = 武内匡「フランチャイズ・システムにおかえる労働組合法上の使用者」『季刊労働法』255号(2016)105頁-124頁「査読なし」

高杉 直「国際不法行為訴訟によるグローバル・ガヴァナンス 米国の外国人不法行為法を素材として 」『国際法外交雑誌』115 巻(2016)1 頁-19 頁 [査読あり]

[学会発表](計 2 件)

高杉 直「『京都国際調停センター』と調停人の育成」第 14 回仲裁 ADR 法学会(2018 年 7 月 14 日、国士舘大学)

Naoshi TAKASUGI, "Asian Principles of Private International Law", The 20th Congress of the International Academy of Comparative Law/ Académie internationale de droit comparé (2018年7月26日、福岡)

[図書](計1件)

土田道夫『労働契約法(第2版)』(有斐閣、2016)[986頁]

〔産業財産権〕

出願状況(計件)

名称: 発明者: 権利者: 種類: 種号: 番号: 出願年: 国内外の別:

取得状況(計 件)

名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号: エ得年: 国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

6 . 研究組織

(1)研究分担者 研究分担者氏名:高杉 直

ローマ字氏名:TAKASUGI, Naoshi

所属研究機関名:同志社大学 部局名:法学部

職名:教授

研究者番号(8桁):60243747

(2)研究協力者 研究協力者氏名: ローマ字氏名:

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。